

北九州市高齢者介護の質の向上委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 北九州市における高齢者介護の質の向上を目指し、地域包括支援センター・地域密着型サービスの運営等の公正・中立の確保を図るため、北九州市高齢者介護の質の向上委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について意見交換し、助言を行う。

- (1) 地域包括支援センターの設置・運営等に関する事
- (2) 地域密着型サービスの運営等に関する事
- (3) 介護保険サービスでの苦情・虐待の対応に関する事
- (4) 介護予防事業等の推進に関する事
- (5) 総合的な認知症対策(普及啓発・予防・早期発見・ケア・医療連携・家族支援・地域連携など)の推進に関する事
- (6) その他、当委員会で処理する必要があると認められるもの

(委員会の組織)

第3条 委員会の委員は30名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者又は被保険者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスに関連する事業者及び職能団体等
- (3) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 設置当初の任期は、前項の定めにかかわらず、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

3 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により開催する。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その者から意見、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、委員会の決定により非公開とする。
 - (1) 不開示情報(北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号)第7条)に該当する事項について、意見交換等を行う場合
 - (2) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(責務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(専門委員会)

- 第8条 委員会は、第2条に定めるもののうち、別表1に掲げる専門委員会を置き、同表に掲げる事項について意見交換し、助言を行う。
- 2 専門委員会は、委員のうち別表2に掲げるもので構成する。
 - 3 専門委員会に、専門委員長及び副専門委員長を置く。
 - 4 専門委員長は、委員会で選任し、専門委員会に属すべき委員及び副専門委員長は、専門委員長が指名するものとする。
 - 5 専門委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
 - 6 専門委員長に事故があるとき、又は専門委員長が欠けたときは、副専門委員長がその職務を代理する。
 - 7 専門委員会の会議については、第6条の規定を準用する。

(委員会の庶務)

第9条 委員会及び専門委員会の庶務は、保健福祉局介護保険課及び高齢者支援課、いのちをつなぐネットワーク推進課、健康推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成17年12月22日から施行する。

付 則

2 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

3 この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

付 則

4 この要綱は、平成21年5月25日から施行する。

別表 1 (第 8 条関係)

専門委員会名	所 掌 事 務
地域包括支援センター 専門委員会	1 地域包括支援センターの評価、質の向上に関する事 2 指定介護予防支援業務の一部委託事業所に関する事 3 その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの
介護予防専門委員会	1 介護予防のあり方に関する事 2 介護予防事業等の推進に関する事 3 その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの
地域密着型専門委員会	1 地域密着型サービスの指定（拒否）に関する事 2 介護保険に関する施設整備に関する事 3 その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの
尊厳擁護専門委員会	1 老人福祉法に規定される老人福祉施設及び有料老人ホーム 並びに介護サービス従事者による高齢者の虐待に関する事 2 介護サービスに関し、当事者間で解決困難な苦情に関する事 （北九州市保健福祉オンブズパーソン事業において、苦情申 立てが行われたものは除く。） 3 その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの
認知症対策専門委員会	1 総合的な認知症対策（普及啓発・予防・早期発見・ケア・医 療連携・家族支援・地域連携など）の推進に関する事 2 その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの

別表 2 (第 8 条関係)

専門委員会名	委員構成
地域包括支援センター専門委員会	第 3 条第 2 項に掲げるもの
介護予防専門委員会	第 3 条第 2 項に掲げるもの
地域密着型専門委員会	第 3 条第 2 項第 1 号及び第 4 号に掲げるもの
尊厳擁護専門委員会	第 3 条第 2 項に掲げるもの
認知症対策専門委員会	第 3 条第 2 項に掲げるもの